資料5-1

性犯罪•性暴力被害者支援交付金

≪内閣府男女共同参画局≫

平成31年度予算額 210百万円 (平成30年度予算額 187百万円)

目的

- 〇 政府では、行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター」(以下「支援センター」という。)の設置を促進しており、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標を設定し、平成30年度中までに達成したところ。(H30. 10. 2現在 47都道府県)
- 本交付金は、支援センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組 を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図ることを目的とする。
- 〇 平成29年度より実施。

概要

- ◆ 交付先:都道府県
- ◆ 対象経費:都道府県が負担した①相談センターの運営費等※、②被害者の医療費等
 - ※【新】拠点病院の整備・促進に要する経費、SNS等を活用した相談方法の検討に要する経費を追加

【拡】24時間365日運営に要する経費を拡充

◆ 交付率:対象経費の1/2(「被害者の医療費等」は1/3)

内閣府 交付金

都道府県

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業 (相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業 (被害者の医療費、カウンセリング費用、証拠採取費等)

民間団体が相談センターを運営する場合 相談センター 運営団体